

事業者の皆様へ

簡易リフト，エレベーターに関する建築基準法の手続について

平成21年2月に兵庫県姫路市の食品会社の工場に設けたエレベーターにおいて、死亡事故が発生しました。

工場等に設置される簡易リフト，エレベーターに関しては，労働安全衛生法と，建築基準法が適用されますが，事故を起こしたエレベーターについては，建築基準法の規定に基づく確認申請等の手続がされておらず，建築基準法に適合しない部分があったことが確認されています。

企業等のコンプライアンス（法令遵守）が強く求められる昨今，事業者におかれましては，工場等に簡易リフト，エレベーターを設置される際は，労働安全衛生法に係る設置届又は設置報告書と，建築基準法に基づく手続（建築確認，完了検査，定期検査報告）を適正に行っていただきますようお願いします。

なお，建築基準法に関するお問合せについては，裏面に記載している7市又は広島県の担当部署までお願いします。

建築基準法では

- ・ 簡易リフト
- ・ 1トン未満のエレベーター



についても，原則として，建築確認，完了検査，定期検査報告※が必要となります。

※定期検査報告については，市毎に報告必要有無が違います。詳細は裏面に記載している7市又は県担当部署にお問合せください。

【問い合わせ先】 建築基準法に関する問合せは下記までお願いします。

設置場所	担当部署名	電話番号
広島市内	広島市 建築指導課	082-504-2288
呉市内	呉市 建築指導課	0823-25-3514
福山市内	福山市 建築指導課	084-928-1103
東広島市内	東広島市 建築指導課	082-420-0956
三原市内	三原市 建築課	0848-67-6122
尾道市内	尾道市 建築指導課	0848-25-7245
廿日市市内	廿日市市 建築指導課	0829-30-9191
上記以外の市町	広島県 建築課	082-513-4183

【参考】 労働安全衛生法と建築基準法の相違点

項目	労働安全衛生法	建築基準法
適用の 対象	工場等に設置されるエレベーター（一般公衆の用に供されるものは除く）で積載荷重 0.25 t 以上のもの	人又は荷物を運搬する昇降機（用途、積載荷重にかかわらず）
区分	<p>● エレベーター かごの面積 1 m² 超かつ高さ 1.2m 超</p> <p>● 簡易リフト かごの面積 1 m² 以下又は高さ 1.2m 以下</p> 	<p>● エレベーター かごの面積 1 m² 超又は高さ 1.2m 超</p> <p>● 小荷物専用昇降機 かごの面積 1 m² 以下かつ高さ 1.2m 以下</p>  <p>※②③は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため、建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適用されます。また、①についても建築基準法における小荷物専用昇降機の構造規定が適用されます。</p>

【国土交通省HPの紹介】

国土交通省においても、違法設置エレベーターに係る情報を受け付けていますので、そちらもご活用ください。※国土交通省トップページURL：<http://www.mlit.go.jp>

・国土交通省ホットラインステーション

「国土交通省トップページ」⇒「国土交通省ホットラインステーション」⇒「建築基準」

・建築物事故・不具合情報受付窓口

「国土交通省トップページ」⇒「住宅・建築」⇒「事故報告」